学術コンサルティング契約書（案）

（契約項目表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 甲 | 国立大学法人北海道大学 | | |
| 1. 乙 |  | | |
| 1. 題目 |  | | |
| 1. 目的 |  | | |
| 1. 実施形態 |  | | |
| 1. 学術コンサルタント | 氏名 | 所属 | 職名 |
|  |  |  |
| ※担当者が複数の場合は代表者を決定し、氏名の後ろに※印を付すこと。 | | |
| 1. 実施場所 | 北海道大学●●●●●● | | |
| 1. 学術コンサルティング料   (消費税額及び地方消費税額を含む） | 区分 | 乙 | |
| 1. 指導料 | 円 | |
| 1. 必要経費 | 円 | |
| 1. 産学連携推進経費 | 円 | |
| 合　計 | 円 | |
| 1. 支払条件 | 1. 乙は、学術コンサルティング料を、甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払う。 2. 乙が前号の支払期限までに学術コンサルティング料を支払わないときは、支払期限の日の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払い額に年３パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。 | | |
| 1. 秘密保持義務存続期間 | 本契約が終了した日の翌日から起算して３年間 | | |
| 1. 契約期間 | 本契約締結日　から　●●●●年●月●日まで | | |
| 1. 裁判管轄 | 札幌地方裁判所 | | |

　甲及び乙は、甲が乙に対して学術コンサルティングを提供するにあたり、上記契約項目表及び国立大学法人北海道大学学術コンサルティング約款（2024年2月20日付け産学・地域協働推進機構長裁定）に定める条件の通り、学術コンサルティング契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約の締結を証するため、本書を作成し、各１通を保管する。

　　　　年　　月　　日

甲　　　北海道札幌市北区北●条西●丁目

国立大学法人北海道大学

大学院●●研究院長　●●　●●　　　印

乙　　　（所在地）

（正式名称）

（代表者役職・氏名）　　　　　　　　印